

# 必要な要員を確保しろ！！

# 自分の休みは、しっかり休もう！

全乗務員の皆さん！猛暑の中での夏季輸送ご苦労様です！さらに大雨での輸送障害もお疲れ様でした！

8 月、東海労大二運分会の組合員の半数の 10 名の組合員に対して「休日出勤」の指定が一方的にありました。ちなみにこの夏のボーナスカットされた 2 名の組合員も含まれていません。

2003 年 11 月に会社は掲示「おしらせ」で「一方的休日出勤」を明らかにしてきました。そして 2003 年 12 月、実施の理由として（品川新駅開業での予想を上回る乗客贈による臨時列車増発）と述べ、2004 年 1 月から「一方的休日出勤」が実施されました。

私たち東海労は本人の同意なき「一方的休日出勤」は認められないと 2005 年 12 月 9 日から 108 日間に及ぶ指名ストライキをもって「一方的休日出勤反対」の闘いをつくるなど、常に会社には早期解消を訴えてきました。

2009 年に至っては 3 6 協定（労働基準法第 36 条）限度いっぱい 6 泊行路を提示し実施してきました。超勤単価を 150/100 として「休日出勤」希望者を増大させるために割り増し単価を上げたといえます。この間特殊勤務手当の削減、定期昇給の逡減など賃金抑制を実施し「金が欲しければ休日出勤しろ！」と言っているのです。

「休日出勤」が実施され 8 年以上経過し、ピーク時の 6 泊から 2 泊には減ったものの完全解消とはなっていません。会社から無理矢理頼まれ、断り切れずに「休日出勤」に応じる人などでしのいでる要員実態です。就業規則にある年間休日 120 日が本人の「了承」「同意」なしで一方的に奪われています。会社は、本人に対して「同意するかしないかの意志」を聞くべきです。また、必要な要員を確保し「休日出勤」の早期完全解消しなければなりません。

**2025 年のリニア建設のしわ寄せの徹底した効率化を許さず、会社は、必要な要員を早急に確保しろ！**